

評価基準表

	評価内容	評価点	加重点	配点
基本事項	○本市の調達目的が理解され、具体的な業務提案ができていますか。	5	1	25
	○個人情報の保護に係る社内のコンプライアンスが確立され、安心して委託することができるかと判断できるものか。	5		
	○個人情報の保護に対する措置内容（社員による情報漏洩防止策、サイバーセキュリティ対策等）が具体的に示されているか。	5		
	○従事職員のワークライフバランス・安全衛生に関する取組が行われているか。	5		
	○SDGsをはじめとする社会課題に対して社内の取組が行われているか。	5		
業務体制・ 業務計画	○円滑に業務を遂行するための組織体制・十分な人員の配置が提案されているか。	5	2	50
	○準備から完了までの現実的なスケジュールが提案されているか。また、本市の依頼から本市への成果物提出までの各工程について、具体的なスケジュールが提案されているか。	5		
	○本市との連絡体制は明確か。また、相談・協議等の要求を行った際に迅速な対応が可能か。（時間的、地理的な状況）	5		
	○業務を確実に執行できる社内のバックアップ体制が整備されているか。	5		
	○不測の事態等が発生した場合に、委託業務への影響を最小限に抑えられる対応が提案されているか。	5		
実施方法	○業務にあたる担当者が京都市固定資産評価要綱及び評価要領を十分に理解し、業務に当たれるよう工夫されているか。	5	4	80
	○業務にあたる担当者は、画地認定及び画地計測に関する実績が豊富にあるか。	5		
	○対象となる全ての土地について、履行期間内に漏れなく処理ができ、ミスなく適切なデータ作成が行われる提案になっているか。	5		
	○疑義が生じた場合には、本市と共有し、協議をするための具体的な工夫がされているか。	5		
実績・ 契約状況	○他の政令市をはじめとする地方自治体等において類似業務の実績があり、その経験等が活かされた提案がされているか。	5	2	20
	○他の契約と履行時期が重複したとしても、本市との契約の履行に障害が生じないよう工夫がされているか。	5		
価格	○委託金額の上限以内の見積価格になっているか。	5	5	25
合 計				200

評価方法

- ・ 最低制限の評価点は120点とする。最低制限評価点を上回った者とのみ契約を締結するものとする。
- ・ 評価項目の審査に当たっては、原則として5段階で評価し、各項目の「評価点」として付与します。
- ・ 各項目の配点は、項目ごとの「評価点」に「加重点」を乗じて算出するものとします。

○基本事項、業務体制・業務計画、実施方法、実績・契約状況の採点

- ・ 要件を満たしているもののそれ以上の加点要素が無い場合を「可」に相当する基準点とする。
 - 【秀】5点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素が多岐に及び極めて優れている場合
 - 【優】4点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素がある場合
 - 【良】3点：提案内容が要件を満たしており、現実的な評価に値する要素がある場合
 - 【可】2点：提案内容が要件を満たしているが、それ以上の加点要素がない場合
 - 【不可】0点：提案内容が要件を満たしていない又は評価点を付与するのに値しない場合

○価格の採点

見積価格を委託金額の上限で除した数値（小数点以下第2位切捨て）が以下の項目に該当しているかにより、「評価点」を付与する。

- 【秀】5点：見積価格が委託金額の上限の90%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- 【優】4点：見積価格が委託金額の上限の90%以上95%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- 【良】3点：見積価格が委託金額の上限の95%以上99%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- 【可】2点：見積価格が委託金額の上限以内の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- 【不可】0点：提案内容が要件を満たしていない場合

集計方法

- ・ 最終的な各項目の点数は、各委員が採点した項目ごとの合計点数を委員の数で除した点数（平均点）とします。（合計200点満点）
- ・ 評価基準表から著しく外れる採点が行われていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、各項目の最高と最低の点数を不採用とする場合があるものとします。
- ・ 基準点及び加算点の趣旨を理解せずに採点されていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、当該委員の採点を不採用とする又は採点のやり直しを求める場合があるものとします。